

文書公開決定に係る通知書

第 年 月 日
号

様

公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長

あなたに関する情報が記録されている文書を公開しますので、公益財団法人びわ湖芸術文化財団情報公開規程第13条第3項の規定により、次のとおり通知します。

1 申出のあった文書の名称 または内容	
2 公開決定年月日	年 月 日
3 文書に記録されている あなたの情報に関する 公開決定の内容	
4 公開決定をした理由	
5 公開を実施する日	年 月 日
6 担当部課等	電話 — — 内線

この決定に不服がある場合は、公益財団法人びわ湖芸術文化財団情報公開規程第17条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長に対して異議の申出をすることができます。

注) 公開を実施する日までに異議の申出がされなかった場合には、異議の申出の期間内であっても公開されることとなります。